

令和2年3月13日

事業者の皆さまへ

銚田市上下水道部水道課

水道管損傷事故に伴う損害賠償請求に関する事務取扱要領の制定について

日頃より、本市の水道事業に関してご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、工事現場の安全・災害防止対策については、施工業者とともに発注者も一丸となって取り組んでいるところではありますが、最近では水道管の損傷事故が多発している状況にあります。

そのため、損傷事故における原形復旧に係る経費を明確にするため、損害賠償請求に関する事務取扱要領を別添のとおり制定しました。

つきましては、水道管損傷事故は、長時間の断水や濁り水の原因にもなり、地域住民に多大な影響を及ぼすことにもなりかねますので、施工業者の皆さまにおかれましては、改めて下記事項にご留意の上、標記要領の制定の趣旨についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 内 容 銚田市水道管損傷事故に伴う損害賠償請求に関する事務取扱要領
※銚田市 HP に掲載（ホーム > 水道）
2. 実施時期 令和2年4月1日から適用する。
3. 留意事項
 - (1) 工事を行う場合には、事前に必ず水道管理設状況を調査してください。
 - (2) 水道管に影響を及ぼすことが予想される場合には、事前に水道課まで連絡をください。必要に応じて立会いを行います。
 - (3) 水道管付近は、手掘りで作業を行ってください。
 - (4) 万が一、水道管を損傷させた時には、早急に水道課まで連絡をしてください。また、二次災害の恐れもありますので、安易に仕切弁（止水栓）等进行操作しないでください。

問合せ先
銚田市上下水道部水道課
TEL：0291-32-4333